

運営会議 (旧 まちの課題整理プロジェクトチーム) における
課題整理状況
(第45回 全体会 資料)
2025/12/10

分冊④

※課題No. 下の () 内は課題提出年度

※一旦協議会としての取組み終了。なお取組みが継続されるものは課題引継ぎ先の地域生活支援拠点検証委員会および札幌市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会にて継続検討中。

【身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム】

- ◎第36回全体会（令和3年6月）にて、身体障がい者、知的障がい者の地域移行に関する課題の抽出を専門部会、各地域部会で行うことについて承認。課題抽出を依頼中。
- ◎第38回全体会（令和4年5月）にて、札幌市自立支援協議会の組織の中に新たに地域生活支援拠点検証委員会の設置が承認された。

【精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム】

- ◎平成30年度末でプロジェクトチームを終結。
- ◎令和3年9月より札幌市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会にて課題検討を継続中。

◎令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。その中の障がい者計画の基本施策5「自立・相談の支援」が示されており、施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進についての取組みが掲載されている。<https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/>

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
41 (H26)	高次脳機能障害の方の中活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳機能障害は脳の損傷個所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を認めてもらいたい。(東区24)	移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一括的に解決に向けた方向性を整理する予定。 平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。 運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。（平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定） 	<ul style="list-style-type: none"> 第28回札幌市自立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重点項目などが承認され、移動に関する全市的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。 福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出していた課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。（No.18と26にも関連の記載あり） 運営会議（H30.12）にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第32回全体会（R1.5月）にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。 移動に関するプロジェクトチームで、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。 第35回全体会（令和2年12月）にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第36回全体会（令和3年6月）にて、移動に関するプロジェクトチームの最終報告書を札幌市のホームページに掲載することを決定。今後も報告書については、移動に関する困りごとや工夫について周知するときに結果を利用することを依頼。残された課題について解決に向けての検証の場を引き続き運営会議や自立支援協議会の中に持っていくことを承認。 	主：移動 副：支援 技法・障 害特性

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
41 (H26) つづき				<p>【令和3年度】 ・第37回全体会（令和3年12月） 移動プロジェクトの成果（報告書）については運営会議で継続的に確認。各地域部会でも活用してもらうように地域部会連絡会で報告・依頼している。報告書の内容についても協議会会長で引継ぎがされ、障がい者プランで検討してもらえるものは検討してもらうように働きかけていく。</p> <p>【令和4年度】 ・第39回全体会結果（令和5年12月8日） 移動プロジェクトチームの取組結果をさっぽろ障がい者プランに提言することについて承認される。 ・運営会議結果（令和5年3月16日） 「札幌市自立支援協議会における障がいのある方の地域生活におけるこれまでの地域課題と協議会での取組み」として、協議会の提言・意見・取組み内容を令和6年度改正予定のさっぽろ障がい者プラン策定検討に関わる障がい福祉課担当部署に提出した。</p> <p>【令和5年度】 ・第40回全大会結果（令和5年6月21日） さっぽろ障がい者プランの改訂へ向けて、自立支援協議会よりプラン策定に関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会計画検討部会にて行っていくということを共有した。 ・令和6年3月に令和6年度からのさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。その中の障がい者計画の基本施策1に「パリアフリー環境の整備」が示された。建築物のパリアフリーや移動のパリアフリーについての新規事業がいくつか示されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/ ※また、福祉のまちづくり推進会議においては、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂など、パリアフリーに関する検討がすすめられた。 https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.u.html ⇒上記には協議会から提言された内容について、一部取り上げられている。</p> <p>※主カテゴリ「移動」については、一定の改善がみられたため一旦協議会としての取組み終了。副カテゴリ「ヘルパーの技術向上」については重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにて継続検討中。</p>	

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
6 (H24)	精神障がいのある方の入居等に関する支援において、不動産屋で障がいをオープンにすると部屋（賃貸住宅）の契約がしづらくなる。保証会社の審査が通らない（通りにくい）。（東区6）	●精神障がいに関する正しい情報提供を行う。	<p>【課題整理済】 障がい者の住まいの課題のため、3と一緒に検討する。 ①東区地域部会でビッグの方を招いて「障がい者の住まい」についての研修会を行う予定であるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。 ②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの働きかけも必要だと考えられるので、不動産・借家が安心できるようなパンフレットを作成する ③方法として、運営委員が各地区1-2名ほど住宅問題に関して興味のある人に集まつてもらうよう呼びかけをして、そこでチームを作り（1）研修、（2）広報等の活動を行ってもらう ④まずは運営会議に相談する ⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行った（25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き続き検討を依頼）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区地域部会で、宅建協会作成の『一人暮らしガイドブック』の分かりやすい版が完成。 ・平成30年度、ガイドブックを札幌市のホームページに掲載。市民便利帳にもガイドブックの案内を掲載。 ・令和元年度、一人暮らしガイドブック周知のためのちらし作成。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）第51条に基づき、令和2年1月に札幌市居住支援協議会が設置された。また、居住支援相談窓口「みな住まいの札幌」が開設。 http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kyojuusienkyougikai.html <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第36回全体会（令和3年6月） 住まいに関するプロジェクトチームが活動目安の3年間を終え、プロジェクト終了の報告。終了について承認。自立支援協議会と居住支援協議会との連携については、相談支援部会に引き継ぎ。「一人暮らしガイドブック」の周知については運営会議に引き継ぎ、その他の残された課題についても運営会議に引き継がれることを確認。 ・協議会運営会議（令和3年7月） 住まいプロジェクトから引き継がれた居住支援協議会と相談支援専門員との連携について改めて確認。コロナ禍ということもあるため、時期をみて連携について検討することに。 一人暮らしガイドブックの配布方法について確認。 ・相談支援部会と居住支援協議会相談窓口（みな住まい）との情報交換会を実施（令和3年12月3日） ・相談支援部会部長が居住支援協議会相談窓口の勉強会に参加（令和4年2月） <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会運営会議（令和5年3月16日） No.41の記載と同様。 ・札幌市自立支援協議会好事例集にこの課題に関する「一人暮らしガイドブック」作成の取組みについて掲載された。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijiritusen/documents/koujireisyuu.pdf 	主：住まい

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
6 (H24) つづき				<p>【令和5年度】 ・令和6年3月 さっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策1に「差別解消・権利擁護の推進・虐待防止」が示されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/</p> <p>【参考】 ・障がい者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト https://shougaisha-sabekai-shou.go.jp/</p> <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組みを終了。</p>	
35 (H25)	<p>○一人暮らしの不安 これから一人暮らしを始めようとする人たちが持つ不安に対してどのように支援をしてゆくのか。長い間、入所施設や親元で暮らしていた障がい者が、これまで経験したことのない一人暮らしを始めようとする際、少なからず不安を覚えるであろうことは想像に難くない。特にその日常生活にさまざまな支援を必要とする障がい者の場合はなおさらである。</p> <p>1ヵ月程度の「宿泊体験プログラム」への助成制度や、家具設備があり保証人不要の短期賃貸マンションを活用したアパート生活の体験入所支援等を実施しているところもある。「地域生活の体験」に向けての支援が、障がい者のみならず、その家族の不安を軽減することに役立つと思われる。(東区18)</p>	<p>一人暮らしを始める人たちの不安を解消する仕組みについて検討する。</p>	<p>【課題整理済】 住まいに関するプロジェクトチームで検討。及び、運営会議で検討中の身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームができたらそちらでも検討をすることにする。</p> <p>※住まいに関するプロジェクトチーム（平成29年6月22日） 運営会議から上がってきたこの課題について共有。今後プロジェクトで検討していく課題として共有する。</p>	<p>・平成30年度 身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームが設置。</p> <p>【第34回自立支援協議会全体会】 ・身体障がい者・知的障がい者地域生活移行プロジェクトチームより地域生活拠点に関する提言について審議。全体会の委員全員から承認との回答があったことから、地域生活拠点に関する提言は自立支援協議会の委員の総意と判断し、自立支援協議会から札幌市に対し、地域生活拠点に関する提言書を提出することとする。 ※書面決議書提出者22名。うち、承認22名、不承認0名。</p> <p>【参考】 ・令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を目指し、「地域生活支援拠点（以下、「拠点」という。）」の整備について、拠点に必要とされる機能を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面的整備型」により、札幌市における拠点が整備された。</p> <p>【令和3年度～5年度】 ・No.6の記載と同様</p>	<p>主：住まい 掲載：地域移行</p>

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
91 (H28)	<p>医療保護入院者退院支援委員会への相談支援事業者の出席を円滑にするための措置について 平成26年4月1日の精神保健福祉法改正で、精神科病院では、医療保護入院者・家族から希望があつた場合等、退院後に利用する障がい福祉サービス等について退院前から相談に応じ、必要な情報提供等を行う相談支援事業所等の紹介に努めることが義務付けられた。</p> <p>また、相談支援事業所等は、相談援助を行っている、あるいは行おうとする医療保護入院者に係る退院支援委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席して退院に向けた情報共有に努めることとされている。</p> <p>しかし、現実には香雪病院、あしりべつ病院の独自調査で医療保護入院者退院支援委員会への地域援助事業者の出席率は2%しかない。</p> <p>個人情報等の問題もあり個別ケースは出さないが、環境整備が課題と考える。</p> <p>【こころのチームの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度の形がい化が危惧される状況である。 他の自治体では、相談支援事業所等の地域援助事業者が参加しやすい環境を作るために、地域援助事業者に対して交通費を支出する補助金が制度化されている実例がある。 相模原の入所施設での事件を受けて、措置入院での退院支援委員会も議論されている。 札幌市に予算措置を要望したい。 <p>【事務局会議の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所が不足して相談員が多忙な状態にあることが本質的な課題ではないか。。 地域援助事業者は介護分野も含まれ、相談支援事業所だけの課題ではない。 北海道と札幌市、障がいと高齢にまたがる課題で、行政としては対応部署がどこなのかが課題。 協議会では、要望という形より課題という形の検討が望ましい。 予算措置のためには、次期障がい者プランの検討に間に合うタイミングが望ましい。【清田区】 	<p>【課題】医療保護入院者退院支援会への相談支援事業者の出席を円滑にするための措置について</p> <p>【取組提案】 相談支援事業所等の地域援助事業者が参加しやすい環境を作るために、地域援助事業者に対して交通費を支出する補助金の創設について、別添の提案を協議会に提出する。 ※別紙有</p>	<p>【課題整理済】 退院支援委員会以外でも、ケース会議には無報酬で参加している。むしろ、医療部局からの施策提案の方が良いのではないか。</p> <p>精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームで、地域移行定着の取組が課題にあがっている。精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームで共有し検討。</p> <p>※審議会で、精神に特化した地域包括ケアについて提案あった。障がい者プランの見直しに反映と、他障がいと差が生まれないように。</p>	<p>・今後は2021年3月までに設置される予定の精神障がい者の地域包括ケアシステムを検討する場に課題が移行されていく予定。 ⇒令和6年度末現在、上記検討の場は設置済み。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉法改正について令和6年4月より主に以下の点が施行された。 <ul style="list-style-type: none"> ①医療保護入院の期間の法定化と更新制の開始 ②家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取り扱い ③地域生活への移行を促進するための措置 ④入院者訪問支援事業の創設 ⑤措置入院時の入院必要性に係る審査の義務化 ⑥医療機関における虐待防止の措置の義務化 ⑦虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化 ⑧自治体の相談支援の対象の見直し等 ⑨市町村への支援に関する都道府県の責務化 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaito/shougaishahukushi/kaisei_seisin/index_00003.html <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	<p>主 : 医療</p>

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
69 (H26)	札幌市内、近郊で受け入れてもらえる入所施設が 見つけられない。(相談) ※個別ケースのため詳細は記載しません。	入所できる施設が見つけられない 入所施設を効果的に活用するための利用者の循環 システムが必要では?地域に出られる人は出し、地 域では難しい人を一定期間施設で見ていくという流 れが作れたら助かるが・・・。	【課題整理済】 触法ケースは、障がいだけの問題ではない。司法 は、障害福祉に依頼してくる。入所施設だと、受入 は定員がいっぱい。触法ケースについては、発達障 がい者支援手法開発会議にお願いしてもよいのではないか。 入所施設からグループホームに移行しても、高齢 になって施設に戻ることがあるので、介護保険に繋 がることも必要。地域での受け皿が無いから、入所 施設が必要になる。入所施設からの地域移行につい て、今後の取組をどのようにするか。次年度はアセ スメントから実施したい。 身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロ ジェクトチーム設置。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクト チームにて課題検討。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き 後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心 して暮らせる体制の整備を目指し、「地域生活支援拠点（以下、「拠点」という。）」の整備について、拠点に必要とされる機能 を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面的整備型」によ り、札幌市における拠点が整備された。 <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第36回全体会（令和3年6月） 身体障がい・知的障がいの地域生活移行に関する課題について どのようにしていくか、運営会議でどのように引継いでいくか、 具体的に検討していくことを承認。 地域生活支援拠点の検証・検討の場、課題についての報告の場 については、札幌市で検討し報告する予定と確認。 ・第37回全体会（令和3年12月） 協議会運営会議にて、各専門部会・地域部会へ「身体障がい 者・知的障がい者の地域移行に関する課題」の抽出依頼を行うこ とを確認、依頼を実施したことを報告。抽出された課題につい て、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうな事は継続、解 決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての 取組みについて検討していくことを確認。 ・地域生活支援拠点検証委員会に係わる準備会議が令和4年3月 30日に実施された。 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第38回全体会（令和4年6月10日） 札幌市自立支援協議会の組織の中に新たに地域生活支援拠点検証 委員会の設置が承認された。 ・第39回全体会（令和4年12月8日） 地域生活支援拠点検証委員会の活動報告が行われた。厚生労働省 で示されている地方公共団体に検証および検討のための総括表及 びチェックリストの様式に基づいて検討を行っていると報告され た。 	主:社会 資源 掲載:地 域移行

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
69 (H26) つづき				<p>【令和5年度】 ・第40回全体会結果（令和5年6月21日） 地域生活支援拠点検証委員会の活動報告が行われた。</p> <p>【令和6年度】 ・第42回全体会結果（令和6年6月26日） 地域生活支援拠点検証委員会にて、活動報告が行われた。必要な機能および運営状況の評価指標のチェックにおいて①要支援者の事前把握及び体制において、緊急対応が必要になる家庭についていかに把握していくかという課題、②体験の機会・場の確保において、居住体験の場の増加や体験の場となる施設の質向上の検討の必要性、③専門的人材の確保・育成についての課題があり、今後検討していくことが報告された。</p> <p>【参考】 ①令和6年度法改定において、障害者支援施設における地域移行を推進するための取組について示された。 ・すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の移行について確認し、サービス利用になるようにしなければならないことを規定。 ・以下の①②の体制整備を令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化。未対応の場合は減算の対象とする。 ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること。 ②意向確認の記録や意向をふまえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること。 ・利用定員を変更しやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。 ・地域生活へ移行を推進するための評価を拡充。 <新設>地域移行促進加算(II)、地域移行支援体制加算</p>	

例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 ○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
75 (H27)	<p>平成24年から、「地域相談支援給付」が始まり、これまで精神障害領域では主治医からの推薦などで地域移行対象者を決定していた仕組みから、本人が行政の窓口で「地域移行支援」の申請を行い支援決定があれば、地域移行の対象となることになった。</p> <p>ただ、地域移行支援の利用者は増えることなく、長期に入院している精神障害者のうち約半数が65歳を越えて、死亡退院も少なくない。</p> <p>精神科病床から地域へ生活の場を移したいと希望する方の想いの実現や、退院を自己決定できるための支援があれば地域移行したいと希望する方への専門領域を越えたアプローチが必要。</p> <p>精神障害以外の領域でも、地域移行に向けた取組みが必要。(相談)</p>	<p>地域移行支援 厚生労働省が示している資料を参考に、「地域移行部会」などを設置し、地域移行推進のために専門領域を越えた協議、検討を行っていく。</p>	<p>【課題整理済】 精神科病院からの地域移行についてのプロジェクト設置を全体会に提案し、精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームを設置。</p> <p>入所施設からの地域移行課題残る ⇒身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム設置</p>	<p>・精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームは、平成30年度末で終結。今後は平成32年度までに設置予定の精神障がい者の地域包括ケアシステムの協議の場にて課題検討を継続。</p> <p>※一定の改善が見られたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主: 地域移行推進